

よくある質問 (Q & A)

共通

Q 支給対象事業の他に、不動産業や給与収入など複数の事業を営んでいます。対象となりますか。

A 経営する事業の中で売上高の最も大きい事業（主たる事業）がP2～3㉔飲食料品関連、観光、学習支援、生活関連サービス事業である方が対象となります。（㉕・㉖を除く）

Q 従業員は対象となりますか？

A 対象になりません。

Q 売上高の減少が確認できる書類とはなんですか？

A 減収月と前年同月の帳簿の写しや日計表など、様式は問いません。

観光事業者

Q 観光事業者とは具体的に何が該当になりますか。

A ・十和田湖・焼山地区の旅館、ホテル及び簡易宿所
・お土産を販売している事業者
・その他、観光資源を活用した事業（花火打上、露天商など）

学習支援事業者

Q 学習支援事業者とは具体的に何が該当になりますか。

A 市内の学習塾、音楽教室、書道教室、生花教室、そろばん教室、英会話教室、スポーツ健康教室など。ただし、活動場所を提供するだけのものは除きます。

生活関連サービス事業者

Q 生活関連サービス事業者とは具体的に何が該当になりますか。

A コインランドリー・クリーニングなどの洗濯業、床屋・美容院・エステサロンなどの理美容業、一般公衆浴場などが対象となります。

※ その他の質問や申請書類の様式は、市ホームページに掲載しています。



<http://www.city.towada.lg.jp/docs/2020060200057/>

十和田市

経済支援対策給付金

趣旨

新型コロナウイルス感染症の感染拡大に伴う経済活動の縮小等により、影響を受けている市内の事業者に対して、十和田市経済支援対策給付金を支給します。

支給条件

- ① 2月から7月までのいずれかの月の売上高が前年同月と比較し**20%以上減少**している事業者
（創業1年に満たない事業者は、前月又は前々月の売上高と比較し20%以上減少していること）
- ② 給付金の支給後も事業継続する意欲があること
- ③ 直近の確定申告又は住民税申告をしていること
（法人の場合は直近の法人市民税の申告）
- ④ 令和元年度及び令和2年度分の市税の滞納がないこと
- ⑤ 十和田市飲食業支援給付金の支給を受けていないこと

提出書類

1. 給付金支給申請書
2. 売上高の減少が確認できる書類
3. 直近の確定申告書又は住民税申告書の写し
（法人の場合は法人市民税の申告書の写し）
4. 業種別営業許可証等の写し（チラシ裏面参照）

※ **感染拡大防止のため郵送による申請にご協力ください**

申込期間

令和2年 **6月8日** から **8月31日** まで

十和田市新型コロナウイルス感染症特別対策室

申込み・
問合せ先

〒034-8615 十和田市西十二番町6-1（商工観光課）
TEL：0176-51-6773 FAX：0176-22-9799

対象事業者及び給付額

①市内に本社を有するタクシー、運転代行、高速・貸し切りバス運行業

事業者区分	登録台数/区分	給付額 (1事業者あたり)
タクシー・運転代行	1～5台	10万円
	6～10台	20万円
	11台以上	30万円
バス	高速バス	100万円
	貸し切りバス	100万円

②市街地の旅館・ホテル及び結婚式場

事業者区分	部屋数	給付額 (1事業者あたり)
旅館・ホテル業 (十和田湖畔・焼山 地区を除く)	20部屋以下	20万円
	21～50部屋	50万円
	51部屋以上	200万円
結婚式場		200万円

③市内の飲食料品関連、観光、学習支援、生活関連サービス業

事業者区分 (市内において、主たる事業として営んでいること)	給付額 (1事業者あたり)
<ul style="list-style-type: none"> ・ 飲食料品小売業 ・ 清涼飲料及び酒類製造業 ・ 飲食料品卸売業 ・ 食料品製造業 ・ 観光事業 (土産物店、焼山・湖畔地区民宿等) ・ 学習支援業 ・ 洗濯、理容・美容、公衆浴場業など 	20万円

「業種別営業許可証等の写し」とは

①市内に本社を有するタクシー、運転代行、高速・貸し切りバス運行業

- タクシー業
 - ・ 一般乗用旅客自動車運送事業に係る許可証等の写し
 - ・ 6月5日現在の登録台数の分かる書類等の写し (任意様式)
- 運転代行業
 - ・ 自動車運転代行業の認定証の写し
 - ・ 6月5日現在の登録台数の分かる書類等の写し (任意様式)
- 高速・貸切バス事業者
 - ・ 一般乗合旅客自動車運送事業に係る許可証等の写し
 - ・ 一般乗合旅客自動車運送事業に係る事業計画 (路線) 等の写し
 - ・ 一般貸切旅客自動車運送事業に係る許可証等の写し

②市街地の旅館・ホテル及び結婚式場

- 旅館ホテル業 (市街地)
 - ・ 旅館業法に基づく許可証等の写し
 - ・ 客室数の分かる書類等の写し (任意様式)
- ※ 「風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律」第2条
第6項第4号に規定する施設 (ラブホテル等) は対象としない。

③市内の飲食料品関連、観光、学習支援、生活関連サービス業

- 飲食料品関連事業
 - ・ 食品衛生法、酒税法等に基づく許可証等の写し
- 観光事業
 - ・ 観光事業を営むことを証する書類等 (任意様式)
 - ※ 民宿等にあつては旅館業法に基づく許可証等の写し、施設写真
土産物店にあつては、施設写真、取扱商品の内容等が分かる資料
- 学習支援業
 - ・ 学習支援事業を営むことを証する書類等 (任意様式)
- 洗濯、理容・美容、公衆浴場業
 - ・ 生活関連サービスを営むことを証する書類等
(事業開始届の写し等)